

選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書

平成10年以来、「民法の一部を改正する法律案」が国会に十数回提出され、選択的夫婦別姓制度について議論がなされてきたところであるが、いまだ国民世論は分かれており国民的合意には至っていない。

いま、かかる「夫婦別姓制」の導入を許せば、家族の一体感を損ない、子供に与える精神的影響もはかり知れず、また、事実婚を増加させ、離婚の増加や婚姻制度の崩壊をもたらすおそれが多分にある。

例えば、すでに選択的夫婦別姓制度を導入した、イタリア、オーストリア、ドイツ、デンマーク、スウェーデン、ハンガリー、フランス、スペインなど欧州の国々では、婚姻率が4割以上も減り、離婚率が2倍になり、婚外子の割合が5割も増加し、北欧、フランスでは婚外子が5割を超えており従来の家族制度が崩壊している。このことは選択的夫婦別姓制度の導入が一因であると思われる。

そもそも、婚姻に際し氏を変える者で職業上不都合が生じる人にとって、通称名で旧姓を使用することが一般化しており、婚姻に際し氏を変更するも、関係者知人に告知することにより何の問題も生じないことである。

また、氏を変えることにより自己喪失感を覚えるというような意見もあるが、それよりも結婚に際し同じ姓となり、これから新たな家庭を築くという喜びを持つ夫婦のほうが、圧倒的多数であり、極めて一般的な普通感覚である。

すなわち、夫婦同姓制度は、普通の日本人にとって極めて自然な制度である。

もし、別姓が導入され、別姓世代が数代にわたって続けば家系は確実に混乱して、日本のよき伝統である戸籍制度、家族制度は瓦解し、祖先と家族・親と子を結ぶ連帯意識や地域の一体感、ひいては日本人の倫理道徳観にまで悪影響を及ぼすものである。

については、国民の中に広くコンセンサスができていない今日、民法を改正して日本の将来に重大な禍根を残しかねない「夫婦別姓制」を導入しないよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 9月21日

宮崎県西都市議会

《 提 出 先 》

内閣総理大臣	菅	直	人	殿	
衆議院議長	横	路	孝	弘	殿
参議院議長	西	岡	武	夫	殿
法務大臣	柳	田	稔	殿	